

障がいのある人に関する 人権問題



私たちが暮らす熊本市には、4万人以上の障がいのある方々が暮らしています。身体に障がいのある人、知的障がいがある人、精神に障がいのある人（発達障がいを含む）、そのほか心身の機能に障がいがある方など、様々な人がいます。それは生まれつきであったり、事故や病気によるものなど、原因は人それぞれです。

障がいがあってもなくても誰もが同じように学び、働き、暮らす権利を持っていますが、障がいのある人にはときに、社会参加をさまたげる障壁や差別があります。

「障がいのある人を差別してはいけない」というのは誰にでもすぐわかることかもしれませんが、障がいのある人に対して偏見をもったり、意図的な差別をしなくても、現実の社会では、障がいのある人が暮らしづらい環境にあることも確かです。たとえ意図的でなくても、結果的に差別となっている場合もあります。

障がいを理由とする差別を解消することを目的として、平成二十八年（二〇一六年）に「障害者差別解消法」がスタートしました。この法律は、国や市町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者を対象とし、障がいを理由に商品やサービスの提供を拒否したり、制限

したり、条件をつけたりすることを禁止し、障がいのある人への社会的障壁を取り除くための合理的な配慮を行うことを求めています。

私たち一人ひとりが障がいについて理解し、障がいを理由とした不当な区別や制限といった差別に気づき、差別を解消するために必要な配慮（心づかい）を考えましょう。それは、平等に暮らせる地域社会をつくるため、すべての人に求められる責務です。そして、その配慮（心づかい）を、身近なところから積極的に実践していきましょう。



つながっていく ひろがっていく 障がい者サポーター

障がいのある方が暮らしやすいまちを「みんなが暮らしやすいまち」。

熊本市では、だれもが自分らしく、わくわくして暮らせるまちづくりをお手伝いしてくれる方を「障がい者サポーター」として募集しています。

「障がい者サポーター」とは？

「障がい者サポーター」とは、障がいの特性や必要な配慮を理解し、障がいのある方が困っているときに、必要な手助けを実践する方々のことです。

熊本市が主催する「障がい者サポーター研修会」に参加し、日常生活の中で自分にできる範囲で活動してみましょう。

※10名以上のグループを対象に出前講座も行っています。

【問合せ先】

熊本市 障がい保健福祉課

TEL:096-328-2519 FAX:096-325-2358

Mail: shougaihokenfukushi@city.kumamoto.lg.jp

ヘルプカードを知っていますか？

ヘルプカードとは？

内部障がいや発達障がい、難病の方など、外見からわかりにくい障がいのある方などが、周囲の方に配慮や支援を必要としていることを知らせるためのカードです。

カードを提示されたり、カードを持っている方が困っている様子の時には、思いやりのある行動をお願いします。

どんな時に使うの？

ヘルプカードの利用は次のようなときが考えられます。

- ・日常生活の中でちょっとした手助けが必要なとき。
- ・道に迷ったとき。
- ・パニックや発作を起こした、急な体調不良などの緊急時。
- ・災害発生時や、避難所で過ごすとき。



ヘルプカードを持っている人が困っていたら…

- ・電車やバスの車内では、席をゆずるなど思いやりのある行動をお願いします。
- ・困っている様子の時には、「どうしましたか」「お手伝いしましょうか」など、声をかけ、できる範囲での配慮や支援をお願いします。
- ・緊急時は、ヘルプカードの内側に書かれている緊急連絡先や病名などを確認し、周囲の人と協力しながら必要な支援をお願いします。

